

國學院大學學術情報リポジトリ

即位山陵使の成立と展開

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐藤, 亮介, Sato, Ryosuke メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000964

即位山陵使の成立と展開

佐藤 亮介

要旨

本稿は、多種多様な要因で発遣される山陵使のなかでも、即位の正当性と密接に関わる即位山陵使について考察したものである。まず即位山陵使の成立背景を検討し、大同五年（八一〇）の政変にともなう王権の動揺が、淳和期における即位山陵使の成立に影響したことを想定した。成立期の即位山陵使においては、桓武を被葬者とする柏原陵が重視されており、嵯峨系・淳和系共通の祖である桓武の恩寵と両王統の相互承認によって、即位を正当化するという機能が期待されたのである。次に清和期以降の即位山陵使の展開を、大きく三つの時期に区分して検討すると、清和期に幼帝即位の正当性を補強する目的で再評価された即位山陵使は、新たな嫡系継承が模索された光孝期以降になると、多数の直系祖先に使者を派遣する形が定着したことがわかる。また清和期に対象とされた外祖父母墓は、陽成期以後には確認できなくなるが、朱雀期までには復活しており、外祖父の地位が向上する摂関期には今上外祖父一墓に集約されるようになる。外祖父墓の重視は、父系直系祖先から即位の正当性を担保してきた即位山陵使の地位を低下させたが、院政期に家父長権を有する院の権力が確立すると、その影響のもと即位山陵使にも改変が加えられ、外祖父墓は派遣対象から除外されていく。

【キーワード】 即位山陵使 即位の正当性 王統迭立 父系直系祖先 外祖父墓

はじめに

国家が支配を貫徹するためには、その支配の正当性を確立する必要があることは論を俟たない。日本古代において、支配者である天皇の正当性のひとつは祖先代々からの系譜に求められており、祖先祭祀はそれを誇示するための明瞭な手段であった。

山陵祭祀は祖先祭祀の一形態であり、その研究は荷前別貢幣を中心に進められてきた。荷前は毎年十二月に使者を發遣し、陵墓に幣物を奉る祭祀である。その特徴から常幣と別貢幣とに大別され、広範な陵墓を対象とする常幣に対して、特定の陵墓を優遇する制度が別貢幣と理解できる。別貢幣の対象陵墓は基本的に天皇との血縁関係によって選ばれており、そこから服藤早苗氏は直系継承原理の萌芽を論じた。⁽¹⁾ 現在までの別貢幣研究は、この服藤氏の研究を批判することで深化してきたといっても過言でない。⁽²⁾

他方、恒例として毎年山陵に發遣される荷前に対し、臨時に發遣される使者を山陵使という。⁽³⁾ この点についても、すでに服藤氏が「『別貢幣』儀式が担っていた直系血縁祖先への祭祀が、即位・立太子・立后・天皇皇太子の元服等皇位継承にかかわる諸時点での山陵奉幣に移行される」と述べており、荷前とともに山陵使の重要性についても指摘している。⁽⁴⁾ また、律令国家による山陵祭祀を網羅的に考察した田中聡氏は、荷前に研究が集中している現状に警鐘を鳴らし、「臨時奉幣は当初から『陵墓』祭祀のきわめて重要な一角を占めていた」ことを強調している。⁽⁵⁾ 近年では、立后山陵使の成立と展開を考察した並木和子氏の研究や、観隆寺陵と関連づけて即位山陵使を検討した黒羽亮太氏の研究も提示されており、⁽⁷⁾ 山陵使の研究は徐々に蓄積されつつある。しかしそれでもまだ、山陵使研究は発展途上といわざるを得ないだろう。

かかる状況を踏まえて、本稿は山陵使を考察の対象とする。ただし、山陵使は多種多様な要因で発遣されており、それらすべてを一度に検討することは困難である。そこで本稿では、支配の正当性の問題と密接に関わり、なおかつ史料の残存状況が比較的良好な即位山陵使を分析していくことにする。

一・即位山陵使の成立

令制下における山陵使の初見記事は、文武二年（六九八）に新羅貢物を大内山（天武）陵に奉獻したときのものである。⁽⁸⁾ これ以降の国史には多数の山陵使の発遣記事が確認できるが、そのなかには即位山陵使と推測される事例も含まれている。

【史料1】『続日本紀』慶雲四年（七〇七）七月庚子（五日）条

有^レ事^二于大内山陵^一。

ここにみえる「事^{つか}ふること」は、同月十七日に元明が即位していることから、即位を指すと考えられている。⁽⁹⁾ ただしこの記事のほかには、『続日本紀』から即位山陵使の発遣記事を確認することはできない。即位という国家大事における山陵使の発遣が、元正から桓武までの七代にわたって書き落とされたとは考えにくい⁽¹⁰⁾ため、八世紀段階においては即位山陵使の発遣は恒例となっていなかったのだろう。この慶雲四年に限って即位山陵使が発遣されたのは、首親王への継承を前提としていた元明の特殊な即位事情を、大内山（天武・持統⁽¹⁰⁾）陵に説明したためと考えられる。⁽¹¹⁾

次にみえる即位山陵使の発遣記事は、淳和即位時のものである。

【史料2】『日本紀略』弘仁十四年（八二三）四月己酉（二十五日）条（抄出）

遣_下使諸山陵、告_中即位之由。臣諱_{和淳}云々。(中略)差_二中納言從三位良岑朝臣安世、天皇受_レ讓、并定_二皇太子一事、告_二于柏原山陵。其詞曰、天皇恐_美、恐_美云々奏。

ここでは諸山陵を対象として、淳和即位と正良親王立太子が奉告されたところ。すでに先行研究でも指摘されているように、これが即位山陵使の初例と考えてよいだろう。⁽¹²⁾ただし、当該期の『日本後紀』は散逸しているため、派遣対象に柏原(桓武)陵が含まれていたことは確実としても、それ以外の事情は判然としない。この点について参考となるのが、次の事例となる仁明の即位山陵使である。

【史料3】『続日本後紀』天長十年(八三三)三月壬辰(五日)条(抄出)

頒_二遣中納言從三位兼行民部卿藤原朝臣愛発・正三位行権中納言藤原朝臣吉野・從四位下因幡守高枝王・正四位下式部大輔安倍朝臣吉人等於柏原・長岡二山陵、予告_下可_二即位_一之状_上曰、①天皇恐_々、申賜_部申_久、後太上天皇厚_手垂賜_天、天之日嗣_乎授賜_利。不堪_流状_再比_三申賜_止、許賜_須。故是以、大御坐_処掃潔侍而、天之日嗣_乎戴荷_知、守仕奉_支倍事_乎、恐_々毛_{申賜}止_久奏。②又申_久、掛畏_支柏原御門_乃天朝_手矜賜_牟厚慈_乎、蒙戴_之天、天之日嗣_政者_平久、天地日月止_共守供奉_止部_之思念事_乎、恐_々毛_{申賜}止_久奏。③辞別申_久、正嗣_止有_間恒貞親王_乎皇太子止_定賜_布状、恐_美、恐_美申賜_止奏。

仁明の即位は同月六日にあり、その前日に柏原陵と長岡(藤原乙牟漏)陵に奉告された。また淳和の事例と同様に立太子も奉告されている。この時期の即位と立太子はほぼ同時におこなわれており、それにもなつて即位山陵使と立太子山陵使も一体となつて運用されていた。その告文は内容から三段に分けることができ、それぞれ要約すると以下のようになる。

- ① 淳和上皇の厚き矜れみによつて皇位を継承する
- ② 桓武天皇の厚き慈しみによつて天下を統治していく

③ 正統な皇位継承者である恒貞親王を皇太子と定める

このうち、①と②が即位に関するものである。この告文における仁明即位の正当性は、淳和・桓武という二人の先帝による恩寵（＝即位の承認）に求められているといえよう。

他方、派遣対象となった山陵はどうだろうか。史料2・3で対象とされた山陵は従来、淳和・仁明にとって血縁的に近い山陵が選ばれたと理解されてきた。⁽¹³⁾ 仁明祖母の乙牟漏の山陵が対象となつていことから、天皇との血縁関係が選定基準のひとつであったことは間違いない。ただし、成立期の即位山陵使においては、二つの事例とともに派遣されている柏原陵の存在が、血縁関係以上に重視されていた可能性がある。そのことを示唆しているのが、以下に掲げる『続日本後紀』の記事である。

【史料4】『続日本後紀』承和九年（八四二）七月丙辰（二十四日）条（抄出）

勅遣^二参議正四位下勲六等朝野宿禰鹿取等於嵯峨山陵^一、告^下廢^二皇太子^一状^上曰、天皇^我御命^尔坐、挂畏山陵^尔申賜^止倍
奏^久、比者、東宮帶刀舍人伴健岑、与^二橘朝臣逸勢^一挟^二懷惡心^一天、謀^レ傾^二国家^一利介。挂畏山陵^乃厚顧^尔依^天、其事發
覺^礼。搜^二求事迹^一、事緣^二皇太子^一。因^レ茲、食国法隨^尔、皇太子位停退^留状^乎、恐^美恐^毛申賜^久申。

【史料5】『続日本後紀』承和九年八月乙丑（四日）条（抄出）

是日、立^二皇太子^一。（中略）遣^下中使^一告^中於柏原山陵^上曰、天皇^我詔旨^尔坐、挂畏^岐柏原^乃山陵^尔申^之賜^倍申^久、頃者、
東宮帶刀舍人伴健岑、与^二橘逸勢^一惡心^乎挟懷^天、国家^乎傾^止牟謀^礼。挂畏^支山陵^乃厚顧^尔依^天、其事發覺^奴。事迹^乎搜^尔、
緣^二皇太子^一。因^レ茲、皇太子位^乎停退^止許畢^奴。食国^乃隨^レ法^尔可^レ有^岐政^止之、道康親王^乎立^天皇太子^止定賜^不。此状^乎、参
議從三位兼越中守朝野宿禰鹿取・散位頭正五位下楠野王等^乎差^レ使^天、恐^美恐^毛申賜^久申。

承和九年七月十七日には皇太子周辺で謀反が発覚し、同月二十三日には恒貞親王の廢太子が決定しているが、史料

4は廢太子の翌日に發遣され、事件の経緯と恒貞廢太子を嵯峨陵に奉告したものである。その後、公卿上表を経て八月四日に道康親王が立太子され、史料5にみえる立太子山陵使が当日に發遣された。ここで注目すべきは、立太子奉告の対象が柏原陵のみという点である。謀反や廢太子は嵯峨陵に奉告されていて、柏原陵を含むほかの山陵に使者が派遣された形跡は確認できない。嵯峨は仁明の父で、しかも恒貞にとつても祖父に当たることから、嵯峨陵に使者を發遣したのは当然ともいえる。しかし立太子に関しては、嵯峨陵に奉告された形跡がなく、柏原陵のみが対象となっている。少なくとも立太子山陵使においては、柏原陵が重視されていたということになる。⁽¹⁴⁾

以上を踏まえて、淳和期に即位山陵使が創始された理由を考えたい。結論から述べれば、すでに先行研究でも指摘されているように、大同五年（八一〇）の政変にともなう王権の動揺が影響したのだらう。⁽¹⁵⁾ すなわち桓武によつて嫡系に位置づけられた平城系は、政変によつて皇位繼承レースから脱落し、九世紀前半には嵯峨系と淳和系による王統迭立が顕現した。即位・立太子山陵使が創始された弘仁十四年には、嵯峨系から淳和系へという皇位繼承がおこなわれ、しかも嵯峨系から皇太子が立つという事情もあつて、政変以前は傍系にすぎなかつた両王統にとつては即位・立太子の正当性を示す必要ができたのである。そこで共通の祖である桓武の恩寵を受けたことを演出し、なおかつ両王統が即位・立太子を相互に承認することで、その正当性を示そうとしたのではないだろうか。

この考えが正しいとすれば、即位山陵使は王統迭立の副産物であつたことになる。よつて、承和の変で王統が嵯峨系に一本化されると、山陵使派遣の意義は大幅に減少したと推測できる。次に掲げる史料は、承和の変以降最初に發遣された即位山陵使の記事である。

【史料6】『日本文徳天皇実録』嘉祥三年（八五〇）四月癸亥（十六日）条

遣_二權中納言橘朝臣岑繼_一告_二深草山陵_一以_二即位之由_一。其策文曰、掛畏_支天皇朝廷_尔、恐_見恐_見毛_見申賜_久、遣_倍留_留詔_乃隨_尔、

天日嗣^尔仕奉^倍状^乎、公卿等屢勸請^天、而日月^毛近久、心神^毛哀迷^尔依^号、不堪^流状^再比^三懼^利辞^毛止、御命旨^止言^号固勸強^波礼、己志^尔從^止已不^レ得。故是以、大御坐^平処^号掃潔侍^号、天之日嗣^平戴荷^知守供奉^倍事^乎、恐^見恐^毛見^止申賜^久奏。又申久、掛畏^支天皇朝廷^乃矜賜^平厚慈^乎蒙戴^之号、天之日嗣^乃政者^平久、天地日月^止共^尔守仕奉^倍之^思食^事乎、恐^見恐^毛見^止申賜^久奏。

史料6は文徳の即位山陵使で、その奉告対象は深草（仁明）陵のみとなっている。また柏原陵が対象から外されたことで、史料3では第一段（淳和）と第二段（桓武）に分かれていた告文の対象も、仁明に一本化されている。嵯峨系による嫡系継承が選択されたことで、即位時に求められていた正当性の根拠を桓武まで遡って示す必要がなくなつたと認識されたのだろう。

以上、即位山陵使は嵯峨系・淳和系による皇位継承を正当化するため、立太子山陵使とともに創始された祭祀であり、承和の変によって王統迭立が解消されたことで、当初の役割を終えたことを述べてきた。しかし、それ以降も即位山陵使は継続して発遣されており、その理由については節を改めて検討する。

二. 即位山陵使の展開

次頁の表は、平安時代にみえる即位山陵使の事例をまとめたものである。即位山陵使は平安時代を通して発遣されていたが、そこにはいくつかの画期が確認できる。本稿では大きく三つに時期を区分して、即位山陵使の展開を検討していく。

【表】平安時代の即位山陵使

	踐祚	即位	発遣	対象陵墓	主な典拠史料
淳和	弘仁一四年 四月一六日	弘仁一四年 四月二七日	弘仁一四年 四月二五日	柏原（桓武）他	『日本紀略』
仁明	天長一〇年 二月二八日	天長一〇年 三月六日	天長一〇年 三月五日	柏原（桓武）、長岡（藤原乙牟漏）	『続日本後紀』
文徳	嘉祥三年 三月二一日	嘉祥三年 四月一七日	嘉祥三年 四月一六日	深草（仁明）	『日本文徳天皇実録』
清和	天安二年 八月二七日	天安二年 十一月七日	天安二年 十一月五日	山階（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）、真原（文徳）、愛宕（源潔姫）	『日本三代実録』
陽成	貞観一八年 十一月二九日	元慶元年 正月三日	貞観一八年 十二月二九日	田邑（文徳）	『日本三代実録』
光孝	元慶八年 二月五日	元慶八年 二月二三日	元慶八年 二月二一日	山階（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）	『日本三代実録』
宇多	仁和三年 八月二六日	仁和三年 十一月一七日			
醍醐	寛平九年 七月三日	寛平九年 七月一三日	寛平九年 八月八日		『御即位条々勘例』 女叙位山陵使大奉幣等
朱雀	延長八年 九月二二日	延長八年 十一月二一日	延長八年 十一月一八日	山階（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）、田邑（光孝）、後山階（醍醐）、堀河太政大臣（藤原基経）、後贈太政大臣（藤原高藤）	『北山抄』巻五 『即位雑例条々』兼日上
村上	天慶九年 四月二〇日	天慶九年 四月二八日	天慶九年 四月二六日	山階（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）、後田邑（光孝）、後山階（醍醐）、宇治（藤原基経）、後宇治墓（人康親王女）	『外記日記』 『御即位部類』所収） 『拾芥抄』下
冷泉	康保四年 五月二五日	康保四年 一〇月一一日	康保四年 一〇月五日	陵六所（天智、桓武、嵯峨、仁明、光孝、醍醐）、先帝（村上）、右大臣（藤原師輔）	『北山抄』巻五
円融	安和二年 八月一三日	安和二年 九月二三日	安和二年 九月二二日	山階（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）、後田邑（光孝）、後山階（醍醐）、村上、宇治（藤原師輔）	『即位雑例条々』兼日上

9 即位山陵使の成立と展開

花山	永観二年 八月二七日	永観二年 一〇月一〇日	永観二年 一〇月四日	山階（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）、後田邑（光孝）、後山階（醍醐）、村上、宇治（藤原伊尹）	『日本紀略』
一条	寛和二年 六月二三日	寛和二年 七月二二日	寛和二年 七月一七日		『即位雜例条々』兼日上 『御即位条々勘例』 女叙位山陵使大奉幣等
三条	寛弘八年 六月一三日	寛弘八年 一〇月一六日	寛弘八年 一〇月二二日	山階（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）、後田邑（光孝）、醍醐、村上、宇治（藤原兼家）	『權記』
後一条	長和五年 正月九日	長和五年 二月七日	長和五年 五月一七日	寺（一条）	『御堂関白記』
後朱雀	長元九年 四月一七日	長元九年 七月一〇日	長元九年 八月二二日		『範国記』 『御即位条々勘例』 女叙位山陵使大奉幣等
後冷泉	寛徳二年 正月一六日	寛徳二年 四月八日	寛徳二年 五月二九日		『御即位条々勘例』 女叙位山陵使大奉幣等
後三条	治暦四年 四月一九日	治暦四年 七月二一日	治暦四年 八月二二日	山階（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）、後田邑（光孝）、後山階（醍醐）、村上、観隆寺（三条）、円教寺（後朱雀）	『本朝世紀』 『御即位部類』 『御即位条々勘例』 女叙位山陵使大奉幣等
白河	延久四年 一二月八日	延久四年 一二月二九日	延久五年 二月一八日		『御即位条々勘例』 女叙位山陵使大奉幣等
堀河	応徳三年 一二月二六日	応徳三年 一二月一九日	寛治元年 二月二九日		『御即位条々勘例』 女叙位山陵使大奉幣等
鳥羽	嘉承二年 七月一九日	嘉承二年 一二月一日	天仁元年 二月二二日	山階（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）、後田邑（光孝）、後山階（醍醐）、村上、香隆寺（堀河）、宇治（藤原茂子）、後宇治（藤原実季）	『中右記』 『即位雜例条々』兼日上
崇徳	保安四年 正月二八日	保安四年 二月一九日	保安四年 五月二二日		『御即位条々勘例』 女叙位山陵使大奉幣等
近衛	永治元年 一二月七日	永治元年 一二月二七日	康治元年 二月二四日	山階（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）、後田邑（光孝）、後山階（醍醐）、村上、後円教寺（堀河）	『本朝世紀』 『御即位条々勘例』 女叙位山陵使大奉幣等
後白河	久寿二年 七月二四日	久寿二年 一〇月二六日	久寿二年 一二月二七日		『御即位条々勘例』 女叙位山陵使大奉幣等

二条	保元三年 八月一日	保元三年 二月二〇日	平治元年 三月五日			『御即位条々勘例』 女叙位山陵使大奉幣等
六条	永万元年 六月二五日	永万元年 七月二七日	永万元年 二月二六日	山科（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）、後田邑（光孝）、後山科（醍醐）、村上、鳥羽		『顯広王記』
高倉	仁安三年 二月一九日	仁安三年 三月二〇日	仁安三年 四月三〇日	山階（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）、後田邑（光孝）、後山階（醍醐）、村上、安樂寿院（鳥羽）	『愚昧記』 『兵範記』	
安德	治承四年 二月二一日	治承四年 四月二二日	治承四年 七月二一日	山階（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）、後田邑（光孝）、後山階（醍醐）、村上、安樂寿院（鳥羽）	『言繼卿記』	
後鳥羽	寿永二年 八月二〇日	元暦元年 七月二八日	元暦元年 八月二三日	山階（天智）、柏原（桓武）、嵯峨、深草（仁明）、後田邑（光孝）、後山階（醍醐）、村上、安樂寿院（鳥羽）、清閑寺（高倉）	『山槐記』	

（二）対象山陵の拡大（清和と光孝）

前節で述べたように、文徳の即位山陵使は深草陵のみを奉告対象としていた。これは、嫡系継承が安定したことに
よって、数代前まで遡って正当性の根拠を求める必要がなくなったために生じた変化であった。しかし、清和の時点
で、早くも山陵使派遣の対象に大きな変化がみられる。

【史料7】『日本三代実録』天安二年（八五八）十一月五日壬戌条

以正三位行中納言源朝臣定・從四位下行左馬頭在原朝臣行平^一為山階山陵使^二。参議左大弁從四位上兼行左衛門
督伊予權守藤原朝臣氏宗・從四位上行中務大輔清原真人滝雄為柏原山陵使^三。大納言正三位兼行右近衛大將民部
卿陸奥出羽按察使安倍朝臣安仁・中務少輔從五位下源朝臣包為嵯峨山陵使^四。参議從三位行中宮大夫伴宿禰善
男・大舍人頭從五位上鳥江王為深草山陵使^五。参議勘解由長官兼左近衛中将從四位下守右大弁行讚岐守藤原朝臣
良繩・從四位下行文章博士兼播磨權守菅原朝臣是善為真原山陵使^六。從四位上行右兵衛督源朝臣勤為今上外祖母
源氏愛宕墓使^七。並告以天皇即位^八也。

このとき派遣された陵墓は、山階（天智）・柏原・嵯峨・深草・真原（文徳）⁽¹⁶⁾という直系祖先の五陵と、清和外祖母の源潔姫の愛宕墓であった。直系祖先の範囲が急激に拡大したことに加えて、はじめて対象に外祖母墓が含まれたことが注目される。また清和即位時における外祖父母重視の姿勢は、近墓制の成立としても表れている。

【史料8】『日本三代実録』天安二年十二月九日丙申条（抄出）

詔定^三十陵四墓^二。年終荷前之幣^一。（中略）贈太政大臣正一位藤原朝臣鎌足多武峯墓、在^二大和国十市郡^一。後贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣宇治墓、在^二山城国宇治郡^一。尚侍贈正一位藤原朝臣美都子次宇治墓、在^二山城国宇治郡^一。贈正一位源朝臣潔姫愛宕墓、在^二山城国愛宕郡^一。

史料8の詔により、荷前別貢幣の対象として十陵（近陵）のほか、多武峯（藤原鎌足）⁽¹⁷⁾・宇治（藤原冬嗣）⁽¹⁸⁾・次宇治（藤原美都子）⁽¹⁹⁾・愛宕の四墓（近墓）⁽²⁰⁾が定められた。近墓制の成立時期については諸説あるが、この詔を画期として別貢幣の対象表記が「諸（山）陵」から「諸（山）陵墓」に変化したとの指摘を踏まえれば、このときから墓が奉幣の対象になったものと推測できる。冬嗣・美都子は文徳外祖父母であるから、四墓中三墓は外祖父母によって占められていたことになる。

これら一連の施策は、逆説的に清和即位の正当性に何らかの問題があったことを物語っている。しかし、清和は父文徳によって皇太子と定められており、嫡系継承という観点からは問題があったとは考えられない。この点についてはやはり、先行研究でも指摘されているように、清和が幼帝であったことが要因と考えられよう。⁽²⁰⁾ ほかの候補を退けてまで、統治能力をもたなかった清和が即位できたのは、この時期には統治能力の有無よりも嫡系継承の原理が重視されていたからにほかならない。だからこそ、山陵祭祀によって清和の血縁関係を明示し、それが嫡系継承であることを強調することで、幼帝の即位を正当化しようとしたと考えられる。

しかし清和には異母兄の惟喬親王がおり、すでに天安元年（八五七）に元服していた⁽²¹⁾。父系による嫡系継承という観点からみれば、清和と惟喬親王との間に差異はなく、むしろ成人していた惟喬親王が有利であったとさえいえる。もちろん清和には外祖父藤原良房という有力な後見がおり、現実には惟喬親王の即位は不可能であっただろうが、それを整合的に説明するため利用されたのが、外祖父母の存在であったと思われる。潔姫墓への即位奉告や近墓制の創設は、外祖父母に格別の待遇を与えることで、清和がもつ嵯峨源氏や代々母后を輩出してきた藤原氏との血縁関係が強調され⁽²²⁾、その優位性を示すことにつながるものであった。

ただ、幼帝の清和がこれらを主導するのは不可能であり、中心的役割を担ったのは良房であったと考えられる。外祖父母と藤原氏の地位を高める施策は、清和を輔弼する良房の権勢を支えることにも利用されたのだろう。

このように清和期に派遣対象を拡大した即位山陵使であったが、必ずしも一律的に拡大されていたという訳ではない。

【史料9】『日本三代実録』貞観十八年（八七六）十二月二十九日壬申晦条（抄出）

遣^二参議^一從三位行右衛門督大江朝臣音人・從四位下行右馬頭在原朝臣業平、向^二田邑山陵^一、告以^二天皇受^レ讓^一。

史料9は陽成の即位山陵使であるが、ここで対象とされている山陵は田邑山陵のみで、外祖父母墓への奉告も確認できない。清和のときにおこなわれた対象陵墓の拡大は、幼帝という条件が同じであるにも関わらず、陽成には継承されなかった。血縁関係を強調する必要がなかったのは、おそらく陽成即位時に父清和太上天皇が存命であったことが大きかったのだろう。そこで参照したいのが、次に掲げる史料である。

【史料10】『本朝文粹』卷四 同（為^二昭宣公^一辞^二摂政^一上^二太上天皇^一）第二表（抄出）

臣基経言、中使右近衛権中将藤原朝臣山陰至、奉^レ伝^二勅旨^一、抑^二遏臣請^一。（中略）臣謹檢^二前記^一、太上天皇在^レ世、

未聞^二臣下摂政^一。幼主即^レ位之時、或有^二太后臨^レ朝。陛下若宝^三重社稷^一、憂^二思幼主^一、臣願公政之可^レ驚^三視聽^一者、將^レ聞^二勅於陛下^一。庶事之無^レ妨^三施行^一者、又請^二令於皇母^一。然則、天下有^二艾安之治^一、愚臣免^二虛受之罪^一。

これは、藤原基経が摂政を辞退した際の二度目の上表文（貞観十八年十二月）であるが、そのなかで基経（実際の作者は菅原道真）は太上天皇の存命中に摂政が置かれた先例はなく、日常的な政務は皇母（藤原高子）に決裁を請うとしながらも、非常時の判断は太上天皇が下すべきことを主張している。摂政の辞退は形式的なもので、『菅家文草』に収録されたほぼ同文の「第二表」⁽²³⁾では太上天皇に関する文言が削除されているという問題もあるが、この時点で太上天皇の政治権力が再評価されていたとの指摘は注目すべきである。⁽²⁴⁾太上天皇が幼帝を後見できるのであれば、幼帝の正当性を太上天皇が保証することも論理上は可能だろう。要するに、幼帝即位の正当性を附与する先帝が存命であれば、ことさら血縁関係を強調しなくとも、陽成即位の正当性は獲得し得たのである。

しかし、陽成はわずか十七歳で讓位し、傍系の光孝が皇太子を経ずに即位することになる。その即位の事情もさることながら、ここで留意すべきは仁明から陽成まで曲がりなりにも貫徹していた嫡系継承が断絶したことであり、光孝の即位は正当性に乏しいものであったと思われる。このような政治的状况のもと、即位山陵使は再び奉告対象を拡大させていく。

【史料11】『日本三代実録』元慶八年（八八四）二月二十一日壬子条（抄出）

是日、遣^二中納言從三位兼行左衛門督源朝臣能有於山階山陵、參議刑部卿兼行近江守忠貞王於柏原山陵、參議正四位下行皇太后宮大夫兼備中守藤原朝臣国経於嵯峨山陵、參議正四位下行左大弁兼播磨守藤原朝臣山陰於深草山陵、告以^レ可^二即位^一也。

光孝の即位山陵使は、山階・柏原・嵯峨・深草の四陵に派遣された。文徳・清和が対象から外されているが、意図

的に文徳系を除外した可能性が指摘されているように、直系祖先のみを選んだのは間違いないだろう。仁明との血縁関係によって正当性が担保される光孝にとつて、比較的自由に派遣対象を決められる即位山陵使は、それを示す絶好の機会だったといえる。

他方、このとき奉告の対象に、外祖父母墓は復活していない。光孝外祖父の藤原総継は藤原北家とはいえ傍流の出身で、天皇の近親者として尊重され、機械的に入れ替わる近墓に加えられるにはいるが、それを即位山陵使の対象に加えたところで、光孝即位の正当性を補強する材料にはならないと判断されたのかもしれない。光孝即位に功績のあつた基経と総継との血縁関係が、希薄であつたことも関係していた可能性もあろう。

以上の考察をまとめると、次のようになる。嫡系継承が選択されたことによつて当初の役割を終えた即位山陵使であつたが、幼帝としての即位の正当性を示すものとして清和期に再評価がおこなわれ、新たに外祖父母墓が加わつた。その変化は父帝が存命であつた陽成期には継承されなかつたが、傍系から即位した光孝期には新たな嫡系継承を模索しているかのように、奉告対象の山陵が拡大する。ただし、外祖父母墓の復活はこの時点ではおこなわれず、次の段階を待たなければならなかつた。

(二) 外祖父母墓の固定化（朱雀〜後一条）

宇多・醍醐の即位山陵使の派遣対象は不明であるが、朱雀の即位時には外祖父母墓が対象とされたことが確認できる。

【史料12】『北山抄』卷五 先陵告即位由事

延長八年十一月十八日、發使、告山陵以下廿一日可即位由陵六所、山階・嵯峨・深草・柏原・田邑・後山。墓二所、堀河太政大臣・後贈太政大臣等也。

このとき奉告の対象とされたのは、山階・嵯峨・深草・柏原・田邑・後山階（醍醐）の六陵と、堀河太政大臣（基

経）・後贈太政大臣の二墓である。朱雀との血縁関係を踏まえれば、「田邑」は文徳陵ではなく、後田邑陵と称される光孝陵だろう。⁽²⁸⁾問題は「後贈太政大臣」に該当する人物であるが、この墓を『即位雜例条々』兼日上は「後宇治墓」と表記する。また丹鶴叢書所収木版本はこの人物を藤原時平に比定している。たしかに時平は太政大臣を追贈されており、墓も宇治に所在するが、朱雀との血縁関係は有していない。⁽³¹⁾堀河太政大臣」とある基経は、朱雀の外祖父として派遣対象になったと考えられるため、「後贈太政大臣」に対応する人物を探し求めるならば、醍醐外祖父で没後に太政大臣を贈られた藤原高藤が妥当ではないだろうか。⁽³²⁾高藤墓は「延喜諸陵寮式」では「小野墓」と称されているが、その所在地は宇治郡である。墓の呼称が必ずしも固定されていなかったことは、「延喜諸陵寮式」で「高畠墓」と称されている仲野親王墓が、「延喜中務省式」では「葛野」と表記されていることから明らかである。⁽³³⁾

ここで外祖父墓が対象とされたのは、朱雀が幼帝であったことが大きく関わっているのだろう。⁽³⁴⁾朱雀の父醍醐は讓位後七日で没しており、祖父宇多は存命ではあったものの、出家して十分に後見は期待できなかった。そこで摂政として朱雀を輔弼したのが藤原忠平で、外祖父基経を介して朱雀と結びつくことにより、補弼体制の強化をめざしたのではなかったか。派遣対象が高藤にまで及んでいる理由は、このとき朝堂二位が高藤男の右大臣定方であり、忠平とともに朱雀を支えることが期待されたためと考えられる。

高藤墓への発遣が政治的所産であったことは、村上²の即位山陵使からも推測できる。

【史料13】『外記日記』天慶九年（九四六）四月二十六日条（『御即位部類』⁽³⁵⁾所収）

今日申刻、遣^二使山階・柏原・嵯峨・深草・後田邑・後山階陵、宇治^{昭宣公墓}・後宇治墓^{昭宣室墓也}等、告以下^{上外祖母}今月廿八日可^レ有^二御即位^一之由。使依^レ例納言已下也。

奉告の対象とされる山陵は朱雀のときと同じであるが、高藤墓が後宇治（人康親王女）墓に変更されている点には

注目すべきである。村上と朱雀は同母兄弟であったから、必ずしも変更の必要があった訳ではない。それでも高藤墓が対象から除かれたことは、おそらく定方が承平二年（九三一）に没した⁽³⁶⁾ことで、血縁的に遠い高藤を尊重する必要がなくなったのだろう。

なお、朱雀・村上両帝の外祖母である人康親王女は、延長八年以前に没していた⁽³⁷⁾が、朱雀の即位山陵使には加えられていなかった。一方、村上は傍系からの即位ではあったものの、朱雀から皇太子と定められて即位したため、その正当性が問題視されることはなかったと思われる。つまり、人康親王女が奉告対象となる積極的意義は見出せないにもかかわらず、彼女は村上のときに山陵使派遣の対象となっていたのである。この点について私見では、人康親王女は純粹に外祖母として尊重された結果、派遣対象に加えられたのではなかったかと考える。おそらくこの時期になると、外祖母墓は政治的理由とは関係なく、即位山陵使の対象としてなれば機械的に挿入されていたと思われるのである。

以上のように、遅くても朱雀期までに派遣対象として復活し、村上期にはほぼ機械的に加えられた外祖母墓であるが、十世紀後半以降になると今上外祖父一墓に集約される傾向がみられるようになる。次に掲げるのは、冷泉・円融・花山の即位山陵使の史料である。

【史料14】『北山抄』卷五 先陵告三即位由一事

康保四年十月五日、陵墓使立^{延長・天慶例、陵六所。此度加先帝陵。墓二所。}天慶例、昭宣公・同室。此度止^{九条右大臣一所也。}山階・柏原中納言。自余参議。次官如^レ常。
右大臣墓山城守藤原朝臣為輔^{此条、依^レ私記載^レ之。近例、御。即位以後有^レ此事。先陵可^レ尋注。}

【史料15】『即位雜例条々』兼日上

安和二年九月廿二日

山階 柏原 嵯峨 深草 後田邑

後山階 邑上 宇治墓 右外祖父故前
右大臣墓也

【史料16】『日本紀略』花山院 永觀二年（九八四）十月四日条

来十日御即位之由、被_レ告_二山陵_一 山階・柏原・嵯峨・深草・後
田邑・後山階・村上・宇治墓

ここで対象とされているのは、山階・柏原・嵯峨・深草・後田邑・後山階・村上の七陵と、「右大臣墓」あるいは「宇治墓」と記される一墓である。この一墓について、冷泉（史料14）・円融（史料15）の場合は外祖父の右大臣師輔墓であることが明記されており、花山（史料16）の「宇治墓」についても外祖父の伊尹墓と考えられる。

指摘しておくべきは、右のように天皇家の直系祖先に今上外祖父を加えた構成が、これ以降ひとつの定型として確立していくことである。十世紀後半以降、外祖父の権威が高まり、皇位継承をも左右し得る存在となっていくなかで、即位を正当化する根拠のひとつとして外祖父の存在が重視されていった結果と理解できよう。

ただし、外祖父の権威によって即位の正当性が保証される状況は、父系直系祖先を明示する即位山陵使の形骸化、地位の低下につながったと推測できる。それが明確な形で表れたのが、三条・後一条の即位山陵使である。まずは三条の即位山陵使から確認しよう。

【史料17】『権記』寛弘八年（一〇一一）十月十九日条（抄出）

此間、依_二宣旨_一、又令_レ下_二申奉_一幣字佐宮_一使日時_上、并被_レ定_二申山陵使可_レ立日時等_一。且又令_二下_一權左中弁_一内覽_上。又定_二申使等_一 其陵・山階・柏原・嵯峨・深
草・後田邑・醍醐・村上・宇治 依_レ無_二宰相_一、召_二權左中弁_一 釋通
朝臣、令_レ書_レ之。

史料17によれば、三条の即位山陵使は定型通り直系祖先と今上外祖父に発遣されたが、留意すべきはその対象ではなく時期である。三条即位は同月十七日のことであり、即位後に即位山陵使が発遣された事例は醍醐以来のことであ

った。⁽³⁸⁾極めて異例の措置といえるが、それにも関わらず史料上発遣時期が問題視された形跡はない。しかも、この三条のときを画期として、即位山陵使は即位後に発遣されるものとして定着していく。この点を根拠のひとつとして、堀裕氏は山陵の果たす役割が減退・変質していったと述べている。⁽³⁹⁾私見でも、三条期を契機に、即位山陵使の重要性が低下していったことは間違いないと考える。

さらに後一条の場合、その影響が対象となる山陵にも及んだことが史料から窺われる。

【史料18】『御堂関白記』長和五年（一〇一六）五月十七日条

参^二大内^一。左大将以^二資業^一令^レ奏^二山陵使宣命^一。即下給。午時、使々参入。各立^レ之。八箇所。邑上・円成寺不^レ指^二所名^一。是依^レ非也。暴雨。

このとき派遣対象とされた山陵は八カ所で、そのうち二カ所は邑上・円成寺（一条）と明記されている。ほかの事例から推測すれば、残りの六カ所は山階・柏原・嵯峨・深草・後田邑・後山階ということになる。

円融から三条までは即位時に父帝が存命しており、山階から村上までの七陵を対象とすることに問題は起こらなかった。しかし後一条の即位時においては、直系祖先としての円融・一条が亡くなっていたため、冷泉以来の対象山陵の改変がおこなわれることとなった。円成寺陵が対象に加えられたのはそのためといえるが、祖父円融の山陵は派遣対象とならなかったようである。血縁的に近い円融の山陵よりも、山階から村上までの七陵が優先されたのは、冷泉から三条までの長期にわたって繰り返しこの七陵が対象とされたからであろう。ともかく血縁関係よりも先例を重視したこの対応は、当時における即位山陵使の形骸化を物語っているといつてよい。そしてこのときの、山階から村上までの七陵に直近の一陵を加える構成は、以後しばらく即位山陵使派遣対象の定型となっていく。

なお、後一条即位時には外祖父墓は対象とされていないが、それは外祖父の藤原道長が存命であったためである。

すでに道長の權威は自明のものであり、あえて先帝の外祖父まで対象を遡らせることで、外祖父の重要性を強調する必要はなかったのだろう。

以上をまとめると、朱雀期までに奉告対象として復活した外祖母墓は、皇位継承における外祖父の影響力が強まっていくなかで、今上外祖父一墓に集約されるようになったが、他方、母方の外祖父によって即位の正当性が擁護される状況は、父系直系祖先によって即位の正当性を担保してきた即位山陵使の地位を低下させる要因になっていた、ということになる。

(三) 外祖父墓の除外（後三条〜近衛）

摂関期に形骸化した即位山陵使であったが、外祖父の權威が相対的に低下する院政期になると、また新たな展開がみられるようになる。

摂関家と外戚関係を有さない後三条の即位山陵使については、黒羽氏による詳細な考察がある⁽⁴⁰⁾。伏見宮家本『本朝世紀』によると、このとき奉告対象となった山陵は、山階・柏原・嵯峨・深草・後田邑・後山階・村上・観隆寺・「円□□」（□□は欠損）の九カ所とされる。黒羽氏はこのうち、観隆寺陵が後三条外祖父の三条陵であることを指摘しており、従うべき見解だろう。また「円□□」を後朱雀の円乗寺陵と復元しているが、これについては次の史料が参考になる。

【史料19】『御即位部類』後三条院 雜記抄⁽⁴¹⁾

八月十二日壬午、被_レ立_二御即位由山陵使_一。上卿權大納言隆国卿也。兼日、催_二儲使々_一。早旦、先被_レ定_レ使。未刻、被_レ立_二使々_一

山階 柏原 嵯峨 深草 後田邑 後山階

村上 勸隆寺 円教寺

經信記云、八月八日、被_レ定_二造大極殿由山陵使_一。又被_レ定_二御即位由山陵使_一云々。

右は『御即位部類』にみえる後三条の即位山陵使に関する箇所、『本朝世紀』の同日条とほぼ一致していることから、『本朝世紀』あるいはその編纂に用いられた原史料の引用と推測される。ともかくそれによれば、後三条の即位時に発遣された山陵使の最後に「円教寺」と記載されており、伏見宮家本『本朝世紀』の「円□□」は「円教寺」であることが明らかとなる。ただし円教寺陵の被葬者については、現円教寺陵の被葬者である後冷泉ではなく、黒羽氏が推測したように後朱雀とみてよいだろう。円乗寺は後朱雀発願の寺であるが、天皇の在位中には完成せず、天喜三年（一〇五五）に至つてようやく落成した⁽⁴²⁾。そのため当初、後朱雀の遺骨は円教寺に収められ⁽⁴³⁾、追善供養も円教寺で修されて⁽⁴⁴⁾いた。その後、いずれかの段階で遺骨は円乗寺に移されたらしいが、その年代は確定されていない。おそらく後三条即位時にはまだ移されていなかったもので、円教寺に即位山陵使が発遣されたのだろう。

以上のことから、後三条の即位山陵使も先例に准じたものであったことがわかる。史料からは確認できない後朱雀・後冷泉の対象山陵も、おそらく後三条と同様だったと思われる。ただし黒羽氏が指摘したように、後三条の段階で摂関家が外戚の地位を失い、同時に即位山陵使の派遣対象から外祖父墓が除外されていることは、その後の院政期における即位山陵使の展開を先取りした変化とみなすことができ、留意しておく必要がある。

さて、白河・堀河の即位山陵使は判然とせず、次に詳細がわかるのは鳥羽の事例であるが、そこには注目すべきことが存在する。

【史料20】『中右記』天仁元年（一一〇八）二月二十二日条（抄出）

今日、御即位由被_レ告_二申諸山陵_一使々所_レ被_レ立也。下官依_レ可_レ勤深草山陵使_一。(中略)中納言三人随_二上臈作法_一給_二宣命_一退_二山階_一。《天智》藤中納言《仲実》柏原《桓武》源中納言《国信》嵯峨源中納言《顯通》深草《仁明》中納言宗忠、後田邑《光孝》源宰相中将《能後》後山階《醍醐》左宰相中将忠教、村上右宰相中将家政、香隆寺《先帝》左大弁重實、宇治《母后墓》新宰相俊忠、後宇治《故実季卿墓》播万守基隆朝臣《公卿使相》具次。官一人_一次官二人四位。

ここで奉告対象となつてゐるのは、山階から村上までの七陵と香隆寺（堀河）陵、それに藤原苾子・実季の墓である。山陵の範囲は定型に則つたものであり、実季も鳥羽の外祖父に対する発遣であるため問題はない。しかし苾子は鳥羽の母であり、母后墓への発遣は先例にないものであつた。このとき鳥羽は八歳という幼年であり、かつ関白藤原忠実は白河法皇の影響下にあつたことが指摘されている。⁽⁴⁵⁾苾子の入内が白河の主導のもとでおこなわれたことを踏まえれば、⁽⁴⁶⁾即位山陵使の対象陵墓の選定に白河の意向が介在していた可能性は否定できない。鳥羽には皇位継承のライヴァルとして輔仁親王がいたが、輔仁は異母兄の白河にとつても警戒すべき存在であつた。⁽⁴⁷⁾院の主導によつて先例にない苾子墓を対象に加えたのは、おそらく鳥羽即位の正当性を補強する意図によるものと考えられるが、かかる改変は形骸化の道を進んでいた即位山陵使の役割に、再評価が加えられたことを意味しており、その意義は大きい。即位山陵使の派遣に、院権力がもつとも影響を及ぼしたと考えられるのが、次に奉告対象が確認できる近衛の事例である。

【史料21】『本朝世紀』康治元年（一一四二）二月二十四日条

権大納言藤伊通卿参_二着左仗_一、令_レ立_二山陵使_一。(中略)山階・柏原・嵯峨・深草・後田邑・後山階・村上・後円教寺、皆被_レ立_レ使畢。参議等也。

右の史料からわかることは、近衛の即位山陵使の対象が山階から村上までの七陵と後円教寺（堀河）陵であつたことと、後一条の事例とは異なり、すでに外祖父藤原長実が没していたにもかかわらず、外祖父墓への派遣がなされて

いないことである。これ以降も外祖父墓への派遣は確認できず、近衛の時点で外祖父墓は即位山陵使の対象から完全に除外されたといつてよからう。ただし、崇徳の即位山陵使については史料が残されておらず、その時点で外祖父墓が対象となっていなかった可能性も残る。いずれにしても、院権力が確立した崇徳・近衛期⁽⁴⁹⁾に外祖父墓が派遣対象から外されたことは、天皇即位の正当性を支える存在として、外祖父は不要となっていたことを示していると思われる。新天皇の正当性は家父長権を有する院によって保証され、母方の外祖父から補うことはなくなっていたのである。

以上、院政期には摂関家が外祖父の地位から転落して政治権力を喪失し、代わって家父長権を有する院権力が拡大したことにより、即位山陵使の派遣対象にも変化がみられたことを述べてきた。形骸化しつつあった即位山陵使も政治状況の変化にもなつて改変され、院権力の主導によって外祖父墓が派遣対象から除外されていくのである。

おわりに

本稿では、山陵使のなかでも支配の正当性の問題と密接に関わる即位山陵使に焦点をあて、その成立と展開を論じた。得られた結論をまとめると、大略次のようになる。

①即位山陵使は、嵯峨系・淳和系による王統迭立という状況下において、両系の共通の祖である桓武の恩寵と相互承認によって即位を正当化するため、立太子山陵使とともに創出されたと考えられる。承和の変によって王統迭立が解消されると、当初の相互承認による正当性獲得という目的は終焉を迎えた。

②清和期になると、外祖父母墓が加わるなど派遣対象が拡大するが、それは幼帝清和の正当性を補強するための再評価がなされたからであった。その機能は父帝が存命であった陽成期には継承されなかったが、傍系から即位した光

孝期には新たな嫡系継承を模索するかのように再び奉告対象が拡大し、これ以降多数の直系祖先を対象とする形が定着していく。

③陽成・光孝期にいったん消滅した外祖父母墓であったが、朱雀期までには復活を遂げ、皇位継承における外祖父の影響力が強まっていくなかで、外祖父母墓が今上外祖父一墓に集約されていく。他方、母方である外祖父の重視は、父系直系祖先からの即位の正当性を担保してきた即位山陵使の地位を低下させ、三条・後一条の時代に明確となっていた。

④摂関家が外祖父の地位を喪失し、家父長権を有する院の権力が拡大すると、即位山陵使もその影響を受けて改変され、崇徳・近衛期には院の主導によって今上外祖父墓が派遣対象から除外されるようになる。

即位山陵使は、皇位継承という国家大事との関連から、各時期の王権の要請によってさまざまな改変が加えられ、それゆえ一律的な興隆・衰退で述べられるものではなかった。近衛期以降、その奉告対象は山階・村上の七陵と直近一陵に固定化され、再び即位山陵使は形骸化していったかにみえる。しかし、後鳥羽期には直近二陵が対象となり、後嵯峨・伏見の即位山陵使にもかかる傾向は継承されていく。鎌倉時代の即位山陵使は史料が少なく、その詳細については不明な点も多いが、それまでの即位山陵使の展開と同様に、各時期の王権の政治的要請に即して考えるべきだろう。

以上述べてきたように、王権の要請によって派遣対象を改変していった即位山陵使であるが、山陵使全体の特質を論じるためには、即位山陵使と同時に成立した立太子山陵使を含め、ほかの山陵使の検討をおこない、かつそれらを比較していく必要がある。しかし、それらについては今後の課題とし、ひとまず擱筆することにする。諸賢のご批正を賜りたい。

註

- (1) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程―天皇家の成立をめぐって」(『家成立史の研究―祖先祭祀・女・子ども』所収、校倉書房、一九九一年、初出は一九八七年)。
- (2) 荷前別貢幣の主要な先行研究としては、北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(『日本古代君主制成立史の研究』所収、塙書房、二〇一七年、初出は一九九九年)、吉江崇「荷前別貢幣の成立」(『日本古代宮廷社会の儀礼と天皇』所収、塙書房、二〇一八年、初出は二〇〇一年)、二星祐哉「桓武朝における荷前別貢幣の発展とその史的意義」(『古代文化』六二―一、二〇一〇年)、同「七、八世紀における山陵奉幣と荷前別貢幣の成立」(『ヒストリア』二二九、二〇一一年)などが挙げられる。
- (3) 陵墓に発遣される臨時の使者の名称については、「山陵使」「告文使」「告陵使」など、先行研究においても統一されていない。本稿では、史料上に類出する「山陵使」の称を用い、特定の理由で発遣される山陵使は「山陵使」と表記する。
- (4) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程―天皇家の成立をめぐって」(前掲註(1)論文)。
- (5) 田中聡「『陵墓』にみる『天皇』の形成と変質」(日本史研究会・京都民科歴史部会編『『陵墓』からみた日本史』所収、青木書店、一九九五年)。
- (6) 並木和子「立后告陵使の成立と変遷」(『古代文化』五三―五、二〇〇一年)。
- (7) 黒羽亮太「観隆寺陵―忘れられた平安時代天皇陵の発見」(『日本歴史』七九九、二〇一四年)。
- (8) 『続日本紀』文武二年(六九八)正月庚辰(十九日)条。なお本稿で引用する史料については、句読点や返り点など適宜変更した箇所がある。
- (9) 新日本古典文学大系『続日本紀』一、一二四頁脚注一。
- (10) 持統は大宝二年(七〇二)十二月に没しており、慶雲四年(七〇七)時点では大内山陵に合葬されていた。
- (11) 元明即位の特殊性については、佐藤長門「天孫降臨神話の改作と八世紀前後の王位継承」(『國學院雑誌』一一四―一、二〇一三年)などを参照。
- (12) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程―天皇家の成立をめぐって」(前掲註(1)論文)、黒羽亮太「観隆寺陵―忘

れられた平安時代天皇陵の発見」(前掲註(7) 論文)。

- (13) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程―天皇家の成立をめぐって」(前掲註(1) 論文、並木和子「立后告陵使の成立と変遷」(前掲註(6) 論文)。

- (14) 立太子山陵使については、別稿を用意している。

- (15) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程―天皇家の成立をめぐって」(前掲註(1) 論文、黒羽亮太「観隆寺陵―忘れられた平安時代天皇陵の発見」(前掲註(7) 論文)。

- (16) 文徳陵は当初「真原山陵」と称されたが、のちに「田邑山陵」に改称されている(『日本三代実録』天安二年(八五八)十二月十日丁酉条)。

- (17) 多武峯墓の被葬者について、「延喜諸陵寮式」は藤原不比等に比定している。『日本三代実録』においても、「贈太政大臣正一位」という官位は鎌足ではなく不比等のものであり、あるいは鎌足墓とするのは後世の錯謬の可能性も考えられる。仮にそうであるならば、近墓はいずれも外祖父母墓より選ばれたことになるが、内閣文庫本『延喜式』に「国史並貞観式云、大織冠墓云々」という注記があるため、ひとまずは鎌足墓と理解しておく。多武峯墓の問題については、北康宏「律令国家陵墓制度の基礎的研究―『延喜諸陵寮式』の分析からみた」(『日本古代君主制成立史の研究』所収、塙書房、二〇一七年、初出は一九九六年)などを参照。

- (18) 「延喜諸陵寮式」陵墓歴名にみえる最初の外祖父母墓が和乙繼・土師真妹(桓武外祖父母)であることから、桓武期に近墓制が成立したという見解がある(服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程―天皇家の成立をめぐって」(前掲註(1) 論文)、二星祐哉「桓武朝における荷前別貢幣の発展とその史的意義」(前掲註(2) 論文)。しかし、陵墓歴名には荷前の対象とならない陵墓も記載されており、あくまで諸陵寮の管理下にある陵墓の一覧と理解できる(和田軍一「諸陵式に関する二三の考察(上)」(『歴史地理』五二―一、一九二八年)。そこから桓武期における外祖父母の尊重は読み取れるが、奉幣の有無については慎重になるべきではないだろうか。

- (19) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註(2) 論文)。

- (20) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程―天皇家の成立をめぐって」(前掲註(1) 論文、北康宏「律令陵墓祭祀の

研究」(前掲註(2) 論文)。

- (21) 『日本文徳天皇実録』天安元年(八五七) 十二月甲子朔条。
- (22) 佐藤長門「古代天皇制の構造とその展開」(『日本古代王権の構造と展開』所収、吉川弘文館、二〇〇九年、初出は二〇〇一年)は、惟仁親王が嵯峨天皇家と藤原北家の重層的な婚姻の結節点に位置していたと述べている。
- (23) 『菅家文章』巻一〇、為「右大臣」上「太上皇」重請_レ被_レ停_レ摂政_一表。
- (24) 佐藤長門「古代天皇制の構造とその展開」(前掲註(22) 論文)。
- (25) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程―天皇家の成立をめぐる―」(前掲註(1) 論文)。また木村茂光「光孝朝の成立と承和の変」(十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』所収、東京堂出版、一九九九年)は、光孝即位には文徳王統を否定し、承和の変以前の皇位継承の原則に戻る理念があったと述べている。
- (26) 総継は藤原北家魚名流末茂男とされる(『尊卑分脈』第一篇)。
- (27) 『日本三代実録』元慶八年(八八四) 十二月二十日丙午条。
- (28) 『即位雜例条々』兼日上(京都御所東山御文庫所蔵、勅一四一―七四一)は同陵を「後田邑」と記載している。
- (29) 『即位雜例条々』兼日上については、前掲註(28)を参照。
- (30) 国立公文書館内閣文庫所蔵本(請求番号二一六―〇〇〇二)。
- (31) 『日本紀略』延喜九年(九〇九) 四月五日条。
- (32) 「延喜諸陵寮式」18又宇治遠墓条。
- (33) 『日本紀略』昌泰三年(九〇〇) 三月十四日条。
- (34) それ以前の宇多の即位山陵使は史料上確認することができないので、外祖父仲野親王墓が派遣対象となった可能性は残るが、光孝の即位山陵使で対象とされなかった総継墓にまで派遣が及んだとは考えにくい。また醍醐即位時には外祖父高藤は存命であったため、外祖父二墓を対象とする即位山陵使は朱雀を初例と思うられる。
- (35) 国立公文書館内閣文庫所蔵甘露寺家旧蔵本(請求番号一四五―〇七三二)。
- (36) 『日本紀略』承平二年(九三二) 八月四日条。

- (37) 人康親王女墓は朱雀の即位にともなう改定で近墓に加えられている(『政事要略』卷二九、年中行事十二月下、荷前事、延長八年(九三〇)十二月九日付太政官符)。
- (38) 『御即位条々勘例』女叙位山陵使大奉幣等(京都御所東山御文庫所蔵、勅一四一―一三九)。
- (39) 堀裕「平安期の御願寺と天皇―九・一〇世紀を中心に」(『史林』九二―一、二〇〇八年)。
- (40) 黒羽亮太「観隆寺陵―忘れられた平安時代天皇陵の発見」(前掲注(7)論文)。
- (41) 東京大学史料編纂所所蔵正親町実豊書写本(請求番号〇三五七―一)。
- (42) 『百鍊抄』天喜三年(一〇五五)十月二十五日条。
- (43) 『扶桑略記』寛徳二年(一〇四五)二月二十一日条。
- (44) 『扶桑略記』寛徳二年(一〇四五)二月二十七日条。
- (45) 樋口健太郎「白河院政期の王家と撰関家―王家の『自立』再考」(『中世王権の形成と撰関家』所収、吉川弘文館、二〇一八年、初出は二〇一一年)。
- (46) 『中右記』承徳二年(一〇九八)十月二十九日条。
- (47) 宗仁親王(鳥羽)降誕以前に堀河が危篤となった際、次期天皇として輔仁親王に期待が高まり、白河は重祚をしてでもそれを阻止しようとした話が、鳥羽によって語られている(『台記』康治元年(一一四二)五月十六日条)。
- (48) 『中右記』長承二年(一一三三)八月十九日条。
- (49) 院権力の確立については、橋本義彦「院政政権の一考察」(『平安貴族社会の研究』所収、吉川弘文館、一九七六年、初出は一九五四年)、玉井力「院政」支配と貴族官人制」(『平安時代の貴族と天皇』所収、岩波書店、二〇〇〇年、初出は一九八七年)、伴瀨明美「院政期における後宮の変化とその意義」(『日本史研究』四〇二、一九九六年)などを参照。
- (50) 『山槐記』元暦元年(一一八四)八月二十三日条。
- (51) 『民経記』仁治三年(一二四二)四月二十五日条。
- (52) 『勘仲記』正応元年(一二八八)四月二十日条。